

東京都北区ニュース広告掲載募集要領

17北政広第194号
平成17年8月8日
政策経営部長専決

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区広告掲載取扱要綱（平成18年6月1日区長決裁18北政広第81号。以下「要綱」という。）第13条、第14条及び第15条の規定に基づき、東京都北区が発行する北区ニュース（以下「広報紙」という。）に公募のうえ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する広報紙及び広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月20日に発行する広報紙とする。

2 広告の掲載位置は、原則として広報紙の3面下1段分及び2面・3面の下余白部分とする。

(広告の名称及び規格)

第3条 広告の名称及び規格は次のとおりとする。

名称	規格
1号広告	縦×横 4.8cm × 8.0cm
2号広告	縦×横 1.0cm × 24.0cm

(広告掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は1枠1回につき次のとおりとする。

1号広告	45,000円
2号広告	15,000円

(広告掲載希望者の募集)

第5条 区長は、広報紙等で広報紙への広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を募集する。

2 募集枠数は、原則として1か月につき1号広告3枠及び2号広告2枠とする。

3 募集回数は年3回で、4か月分を一括して行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、前条に規定する募集に応じようとするときは、東京都北区ニュース広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする原稿案を添えて、区長に提出するものとする。

(申込広告の審査)

第7条 政策経営部長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第5条、第6条及び第12条の規定により、速やかに掲載申込のあった広告の内容を審査する。

2 前項の規定による審査に際し、政策経営部長は関係各課の意見を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 政策経営部長は、前条の規定により審査された広告から、速やかに掲載広告を選定し決定する。

2 前項に規定する決定に際し、要綱第12条に定める基準について同順位のもの複数ある場合は、抽選で決定するものとする。

3 政策経営部長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に、東京都北区ニュース広告掲載決定通知書（別記第2号様式）又は通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

4 前項の規定により掲載の決定の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載広告の版下原稿を広報課に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、区長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載料の不還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができない場合は、還付することができる。

(広告主の責任及び負担)

第11条 広告の内容及び版下原稿の作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(版下原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、EPS形式で保存した磁気データにより広告の版下を作成しなければならない。

2 刷り色並びに使用文字の書体及び大きさは、広報紙において使用するものに準じるものとする。

3 広告主は、掲載予定号の発行日の1か月前までに「完全版下」を作成し、原寸大に出力した紙原稿2枚及び磁気データを広報課に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 区長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。

(2) 広報紙の編集発行上支障がある等区長が必要と認めたとき。

(3) 版下原稿を指定期日までに提出しなかったとき。

(4) 要綱第5条の規定に違反したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第14条 区長は、前条の規定により掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

付 則

この要領は、平成17年8月8日から施行する。

付 則 (平成18年8月3日政策経営部長専決18北政広第150号)

この要領は、平成18年8月3日から施行する。

付 則 (平成19年3月20日政策経営部長専決18北政広第540号)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 第4条の改正後の広告掲載料金は、平成19年10月20日号掲載分から適用するものとする。

付 則 (平成20年3月14日政策経営部長専決19北政広第2025号)

この要領は、平成20年3月14日から施行する。

付 則 (平成30年1月27日政策経営部長専決29北政広第2225号)

1 この要領は、平成30年3月20日から施行する。

2 改正後の第2条第2項、第4条及びに第5条第2項の規定は、平成30年6月20日号の広報紙に掲載する広告から適用する。